

平成28年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程を次のように定める。

平成28年3月28日

新潟市長 篠田 昭

新潟市訓令第4号

平成28年4月の組織改正に伴う関係規程の整理に関する規程

(新潟市工場立地推進委員会規程の一部改正)

第1条 新潟市工場立地推進委員会規程(昭和58年新潟市訓令第10号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「保健衛生部長 新潟国家戦略特区担当部長」を「保健衛生部長」に改め、別表第2農林水産部の項中「農業特区・農村都市交流課長」を「ニューフードバレー特区課長」に改める。

(新潟市環境保全調整会議規程の一部改正)

第2条 新潟市環境保全調整会議規程(平成7年新潟市訓令第7号)の一部を次のように改正する。

別表第2文化スポーツ部の項中「文化政策課長」の次に「文化創造推進課長」を加え、同表観光・国際交流部の項中「水と土の文化推進課長」を削り、同表経済部の項中「雇用政策課長、企業立地課長」を「企業立地課長、雇用政策課長」に改め、同表農林水産部の項中「食と花の推進課長、農業特区・農村都市交流課長」を削り、「水産林務課長」の次に「ニューフードバレー特区課長、食と花の推進課長」を加える。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。